

20果本第115号

平成21年3月25日

会 員 各 位

社団法人日本果汁協会

「レモン果実1個当たりのビタミンC量」の表示に関する件

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このことについて、清涼飲料業界では、清涼飲料水に添加したビタミンCの量をレモン果実の個数により表示することが消費者にとって商品選択のための比較の目安となる表示であり、飲料業界としても同一基準で表示することが望ましいとの判断から、従来から「ビタミンC含有菓子の品質表示ガイドライン」における基準値（20mg／1個）を準用して表示してきたところです。

しかしながら、このガイドラインが昨年4月に廃止されことに伴い、飲料業界内からこれに代わる基準値が必要との強い要望が寄せられたことから、この基準値の策定について社団法人全国清涼飲料工業会と協力して検討を進めてきたところです。

今般、本件基準値を従来と同一の基準値とすることが妥当であるとの結論が得られたことから、関係官庁の了解を得て、別紙のとおり両団体連名により各傘下の会員宛に通知することといたしましたので、お知らせいたします。

敬具

平成21年3月25日

## 清涼飲料水の「レモン果実1個当たりのビタミンC量」の表示について

社団法人全国清涼飲料工業会  
社団法人日本果汁協会

食品業界においては、製品のビタミンC添加量を消費者にわかりやすく表現するために、「レモン〇〇個分のビタミンC含有」等のレモン果実の個数により表示を行っているものがある。これらの多くは、レモン果実1個当たりのビタミンC量として「20mg」を基準として採用している。

については、清涼飲料業界においてもこの基準を採用している清涼飲料があることから、今回、両団体共同で、消費者が商品選択をする際の目安とするビタミンC量を、レモン果実の個数で表示するための基準の検討を行ったところ、以下の結論を得た。

### 【結論】

清涼飲料水に添加されたビタミンC量をレモン果実の個数により表示する場合には、レモン果実1個当たり「20mg換算」を基準とすることが適切である。

(参考) 当該表示の例示

「レモン〇個分のビタミンC配合 (果汁換算)」